

Q1 市内の別地区で既に定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を運営している場合、新たに選定を受けた地区のオペレーター業務について、従来の事業所もしくは新たな事業所いずれかに集約して運営することは可能か？

A サテライト拠点を有する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所においては、本体となる事務所及びサテライト拠点のいずれかにおいて常時1以上のオペレーターが配置されていれば基準を満たすものである。(介護報酬の解釈抜粋)

Q2 連携型定期巡回・随時対応サービス事業所と同一法人が運営する訪問看護事業所と連携することは可能か？

A 可能である。(介護保険最新情報 Vol267)

Q3 【様式2】(開設までのスケジュール)について、増設の予定がなくても住民説明以外の箇所の記入は必要か？

A 該当しない箇所は「該当なし」の記載をお願いします。(公募要領 P9)

Q4 【様式6】(資金収支見込書等)について、記入する事業所は展開する事業所のみでよいか？

A 公募を希望するサービスについて記載をお願いします。
ただし、ショート転換については、介護老人福祉施設、短期入所生活介護の両サービスの記載をお願いします。

Q5 【様式9】(勤務形態一覧表)について、期間の指定はあるか？

A サービスの開始時期については、指定事業所と個別に協議させていただきますが、様式9については、令和4年2月を想定し記載をお願いします。

Q6 【様式12】(連携する訪問看護事業所一覧)について、特養転換でも様式12の提出は必要か？

A 該当しない箇所は「該当なし」の記載をお願いします。(公募要領P9)

Q7 【様式13】((転換計画書)2(2)直近1年間の利用率)について、月の途中から長期減算がついた場合、その月から延べ人数に含めるか否か？

A 算出月の直近2か月において、連続30日の利用があった場合、長期利用者となるため、その方については、延べ人数から除いてください。

Q8 【様式10】(説明状況報告書)について、コロナ禍においてどの様な形態での説明会を行うことが適当か？

A 分散開催、書面による開催等、新型コロナウイルス感染症対策を十分に講じた方法が考えられますが、どの場合においても、事業開始後にトラブルが生じることがなく、地域住民からの理解が得られるよう対応をお願いします。

Q9 【提出書類No.11】(納税証明書)について、消費税も含まれるのか？

A 国税に含まれます。

Q10 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所について、現在運営している事業所のサテライト事業所として運営していくことは可能か？

A 可能である。(介護保険最新情報 Vol267)

Q11 従前から指定を受けている定期巡回とサテライト事業所で一体的運営が可能な場合、人員の兼務の可能範囲は？

A 業務に支障のない範囲で兼務が可能である。(人員基準参照)

Q12 【様式13】(転換計画書)2(2)直近1年間の利用率)について

① 算出月が例えば3月の場合、1月(1/1~1/15)2月(2/1~2/16)併せて30日を超えれば、間が空いても長期利用者となるか？

A 連続した30日と考えるため、この場合「非該当」です。

② 算出月が例えば5月の場合、3月及び4月における利用日数が30日を超えていたとしても、5月に利用がなければ長期利用者とみなされないか？

A 3月及び4月に連続して30日を超えていれば、5月に利用がなくても、算出月5月は長期利用者該当となります。

③ 算出月が例えば5月の場合、3月に3/1~3/31利用し、4月に利用が無く、5月に利用があった場合、長期利用者とみなされるか？

A 3月及び4月に連続した30日以上の利用があるため、算出月5月は長期利用者該当となります。

④ 併記する長期利用者の延べ人数とは、算出月の直近2か月のことを指すのか？算出月の延べ人数を指すのか？

A 算出月の直近2か月の数値で記載をお願いします。

Q13 【様式2】(開設までのスケジュール)について、工事等の予定がない場合の記載は「該当なし」でよいか？

A 該当しない箇所は「該当なし」の記載をお願いします。(公募要領P9)

Q14 【様式3】（事業計画書：建築計画）について、同一敷地内に本体施設と別棟があり、今回の応募対象は本体施設である場合、様式への記載は本体に係る部分のみでよいか？

A 本体部分のみで構いません。

Q15 【提出書類No.11】（納税証明書）について、納税証明書がない場合はどうすべきか？

A 滞納していないことがわかる証明書であれば、納税証明書という名称のものでなくても構いません。